

解禁日時

6月30日(月) 8:30



令和7年6月23日

部署：総務部秘書課

電話番号：(082) 420-0905

東広島市長の資産等補充報告書等の閲覧について

- 1 閲覧開始 令和7年6月30日(月) 8時30分から
- 2 閲覧場所 東広島市役所本館3階 総務課内
- 3 内 容 次のとおり(この内容の**情報解禁日時は6月30日(月)8時30分**です。)

(1) 資産等補充報告書

(新たに有することとなった資産等で令和6年12月31日において有するもの)
次のいずれも該当なし

土地、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、建物、預金及び貯金、有価証券、自動車・船舶・航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるもの)、ゴルフ場の利用に関する権利、貸付金、借入金

(2) 所得等報告書

区分	所得金額	基因となった事実
不動産所得	△1,847,379 円	
給与所得	15,134,400 円	市長給与
雑所得	10,000 円	

※前年分の所得に係るもの。

※上記以外の所得は、該当なし。

※「基因となった事実」の欄は、該当する所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入。

(3) 関連会社等報告書

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
広島中央環境衛生組合	東広島市西条町上三永 10759 番地 2	管理者
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	広島市中区大手町四丁目 2-16	評議員

広島県農業共済組合連合会 家畜診療所運営委員会	広島市東区光町一丁目 2 番 23 号	運営委員
広島県後期高齢者医療広域 連合	広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 5 階	副広域連合長

※令和 7 年 4 月 1 日現在に報酬を得て役員、顧問その他の職についている会社の名称等を記入。

※会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。